

令和8年第1回定例会

第 号議案資料

東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基
準を定める条例

東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

1. 制定趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、市町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める必要があることから、同法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるものである。

2. 条例の概要

(1) 令和7年第3回定例会議決案件との違い

| | 本件 | 第3回定例会議決案件 |
|------|--|----------------------------------|
| 条例名 | 東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 | 東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 根拠法令 | 子ども・子育て支援法 | 児童福祉法 |
| 概要 | 定員設定や勤務体制の確保、苦情対応等、運営の適格性を市が確認するために必要な基準 | 職員配置や面積要件等、市の認可に必要な基準 |

(2) 基準の概要

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、令和7年内閣府令第95号により定められた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、又は当該基準を参酌し、関連規定を整備するものである。

○主な内容

①利用定員

特定乳児等通園支援事業者は、利用定員を定めるものとするを規定する。

②利用に関する事項

特定乳児等通園支援事業を提供するに当たり、利用しようとする子どもの保護者と面談を実施するとともに、運営規定等の重要事項の説明を行い、同意を得なければならないこと等を規定する。

③支払

特定乳児等通園支援に要した費用の受領方法に関する事項、実費徴収できる費用等について規定する。

④運営規定

運営規程として、特定乳児等通園支援の内容、提供日、費用等の重要事項を

定めなければならないことを規定する。

⑤実施体制等

職員の勤務体制を定め、研修の機会を確保しなければならないこと等について規定する。

⑥虐待の禁止、事故の防止

虐待等の行為の禁止、事故の発生又は再発の防止及び事故発生時の措置等について規定する。

⑦会計・記録

特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない旨等を規定する。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。